

スイング碑文谷 期間貸しロッカー使用約款

スイング碑文谷(以下「当施設」)期間貸しロッカー(以下「ロッカー」)は、当施設利用者が携帯品・ゴルフ道具を一時保管するためのものです。ロッカーご使用の場合は、この約款の定めによるものとします。

第一条 ロッカー利用者

ロッカーの利用は契約者本人(以下「使用者」)に限ります。ロッカーを利用する権利を第三者へ貸与、譲渡することはできません。

第二条 収容できないもの

- (1) 現金及び有価証券
- (2) 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
- (3) 鉄砲刀剣類等犯罪に使用されるおそれのあるもの
- (4) 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- (5) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗、変質、破損しやすいもの又はロッカーを汚損、毀損するおそれのあるもの
- (6) その他当施設が保管に適さないと判断するもの

前項(1)～(6)のような収容できないものが収容されている疑いがある場合は、当施設の判断で開扉し、その実情に応じて保管、破棄、その他適当な措置を行うことがあります。

第三条 契約期間および利用料

契約期間および利用料は当施設による別の定めによります。

第四条 契約更新

- (1) 各種クレジットカード(VISA・MasterCard・JCB・American Express・Diners・Discover)決済による自動引き落としにて、自動更新とさせていただきます。契約更新しない場合は契約満了月の10日までにフロントにてお手続きをお願いいたします。
- (2) 契約更新は1ヶ月毎とし、契約開始月および契約満了月の利用料について日割り計算はいたしません。
- (3) 契約終了月から1ヶ月以内に収容品のお引き取りがない場合は第二条6項の定めにより収容品を取り扱います。なお、延滞料金1ヶ月分を請求させていただきます。

第五条 収容品の管理

- (1) 収容品は使用者が責任を持って管理するものとします。
- (2) 施錠の不備による収容品の盗難、損害について当施設は一切責任を負いかねます。
- (3) 鍵の複製は行わないでください。
- (4) 施錠の不備、鍵の紛失等による収容品の盗難、損害については一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

第六条 契約終了時の収容品の処理

契約が終了または解除になる時は、その終了日までに収容品をお引き取りください。